

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	倭文委文 ( 倭文委文 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と玉葱、キャベツ、レタス類の露地野菜による複合経営を行っている。現状においては高齢化が顕著であり近い将来には離農等が原因で耕作放棄田の増加が懸念される為、後継者問題と新たな担い手確保は避けられない課題である。また、中山間地域であることから鳥獣害防止柵の維持管理や法面の草刈作業にも労働力が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と玉葱、キャベツ、レタス類の露地野菜を基本として慣行栽培による農業を行っている。現在、個人経営が主体であり高齢化も進んでいる為、新たな担い手の受け入れ体制及び地域内で作業受委託できる体制を構築していく。また、中山間地域のため法面の草刈作業に係る労力が大きいので機械化による省力化も図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
空き農地については原則、隣接する耕作者及び地域内耕作者が借り受け集団化を図る。また、耕作者が高齢化しており地域内での対応が困難な場合に備え、近隣地域の営農団体等への農地貸し付けも視野に入れて検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
新たに農地の貸し借りが発生する場合、農地中間管理機構を活用する。また、現在利用権設定がある農地においては契約期間満了後に同機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については基盤整備が完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では農地を地域で守っていくことを基本としており、後継者のいる農家においては円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
状況に応じて農業支援サービス事業を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①隣接地域の境界に鳥獣害防護柵を設置しており、維持管理においては防護柵点検と周辺の除草作業を春と秋の年2回実施しているが、老朽化や破損箇所が散見されるため修繕や補強を進める。</p> <p>③担い手の農地周辺の維持管理に係る労務の負担軽減を図るため、スマート農機の導入を検討する。</p> <p>⑦中山間地域等直接支払制度を活用し、農地・水路・農道等の維持管理を図る。</p>				